

## 令和2年第2回区議会定例会 区長挨拶要旨

令和2年第2回区議会定例会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの区の対応について概略を申し上げます。

今年1月の中旬に国内で1例目の新型コロナウイルス感染者が発生して以降、区では、1月20日から区公式ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載し、以降、広報かつしかやSNSにも記事を掲載して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報や予防法、感染への注意を区民へ発信してまいりました。

また、1月31日に「第1回葛飾区新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、庁内での情報共有を図るほか、区主催のイベント・行事などの原則延期や中止、区立小・中学校、幼稚園、保田しおさい学校の臨時休業、地域コミュニティ施設などの休館・利用の一部休止などについて、協議・決定しました。これにより、区民の生活や活動にも大きな影響が出ましたが、感染を拡大せず、区民の命を守ることを最優先とし、必要な対策を迅速に実行いたしました。

しかしながら、都内での感染が拡大し続けたことから、4月7日に「新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言」が発令されて以降、区民の皆さんには、生活の維持に必要な場合などを除く徹底した外出自粛、3つの密を避けることなど命を守るための行動をお願いしてきたところです。

その一方で、経済的打撃を受けている事業者への緊急融資、生活に困窮している方への住居確保給付金の支給対象者の拡大、どうしても自宅等で過ごすことができない児童の預かりを実施するなど、生活を守るための支援策を行ってきました。

これまでに経験したことのない危機的な状況であることや「ウイルス」という目に見えないものであることから、誰もが不安になります。そのような中で大切なことは、まず、区が正確な情報を速やかに発信すること、区民の皆さんの一人一人が自分自身にできることを実行して感染を広げないこと、として様々な対策を講じてまいりました。

今日に至るまで、区議会との連携・協力により2回にわたり臨時区議会を開催いただいたほか、区民の皆様のご理解とご協力により、区政を推進していただくことができま

した。深く感謝を申し上げます。

5月25日には東京都でも緊急事態宣言の解除が決定されましたが、第二波も含めた長期的な対策が必要だと言われております。区といたしましても、これまで検討を進めてきた、いわゆる出口戦略の考え方を踏まえ、学校の部分的な再開や、図書館における予約本の貸し出し開始など、多くの取組を実施しております。今後も、状況を的確に把握しながら、新たな生活様式に応じた対策を実施してまいります。先の見えないこの困難を区議会や区民の皆様と一丸となって乗り切り、一日も早く平穏な日常を取り戻し、社会経済活動の再開につなげてまいります。

以下、区の新型コロナウイルス対策を中心に具体的に申し上げます。

まず、今定例会に提案している「令和2年度第三次補正予算案」についてです。

令和2年度補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に関連する事業のうち、早急に財政措置が必要と判断される経費については、すでに第1回臨時会、第2回臨時会において、それぞれ第一次補正予算、第二次補正予算として議決をいただきました。このため、本補正については、さらなる新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を計上するとともに、早急に財政措置が必要と判断される経費について計上したところです。

補正予算の主な項目は、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来診療及びPCR検査を実施する「地域外来・検査センター」を葛飾区医師会へ委託するための経費を計上しました。

そのほか、早急に財政措置が必要と判断される経費として、地域コミュニティ施設、子ども発達センター、子ども未来プラザや保健センターを複合化し、「(仮称)新小岩地域活動センター」として整備するための経費や、災害時の備蓄品として台風シーズンを前に、学校避難所にゴムボート、簡易ベッドやLED投光器を、福祉避難所に蓄電池を配備するための経費、インターネット環境のない家庭の子どもたちに対して、オンラインで学習に取り組める環境を整備するための経費などを計上します。

次に「感染に関する相談体制など」についてです。

健康プラザかつしかにおいては、2月5日から「新型コロナウイルス感染症相談電

話」を、2月7日には「帰国者・接触者電話相談センター」を設置し、区民の不安に応じてきました。また、4月に入って相談者が急増する中、PCR検査が必要な方をお待たせしないよう、臨時的措置として4月17日・19日・20日の3日間、区医師会と連携・協働して奥戸総合スポーツセンター駐車場において検査を実施いたしました。

さらに、5月17日には、感染拡大の防止と発熱外来診療・PCR検査を実施する「地域外来・検査センター」の運営を開始いたしました。

また、これまでの間、区民や事業者の皆さまからマスク、防護服、フェイスシールドなど、多くのご寄付をお寄せいただいています。こうしたものも含めて、マスクやアルコールなどを区内の医療機関や福祉施設へ配布しています。今後も、区民や区内事業者の皆様、区医師会や福祉施設などとの連携・協働を一層進め、区民の健康と生活を守るため全力で取り組んでまいります。

次に、「特別定額給付金事業」についてです。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として実施されている特別定額給付金は何よりスピード感を重視して事務を進めるよう指示してまいりました。第1回臨時会で議決していただいた後、5月7日にコールセンターを開設いたしました。8日にはオンライン申請での受付を開始し、21日には振り込みを開始いたしました。また、5月19日から各世帯に申請書の郵送を開始し、申請書が区に到着したのから、順次、指定口座への振り込みを行っています。今後も、正確かつ迅速に処理を進め速やかに区民の皆様へお届けしてまいります。

次に、「住居確保給付金等」についてです。

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援制度における支援策の1つであり、離職や廃業から2年以内の方でハローワークでの求職中の方に家賃相当額を給付する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や廃業と同程度の状況にある方も対象に含め、広く生活困窮者を支援しているところです。今後も、生活困窮となった方に活用していただけるよう相談及び支援を進めてまいります。

また、東京都社会福祉協議会が貸付を行っている緊急小口資金等について、3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響により、休業または失業等された方に対する特例貸付の受付を葛飾区社会福祉協議会において開始いたしました。申請数の大幅増

に対応するため、区からも応援職員を派遣するなど迅速な支給を図っております。

次に、「国民健康保険制度における傷病手当金の支給」についてです。

傷病手当金は、被保険者が病気又はけがのために労務に服することができなくなったときに、休業している期間、一定の金額を支給する制度です。新型コロナウイルスに感染した場合や感染が疑われる場合の更なる感染拡大防止策として、働いている被保険者が安心して休むことができるよう、本区の国民健康保険制度においても傷病手当金を支給するための条例改正及び補正予算について、先の第1回区議会臨時会でご決定をいただきました。5月15日号の広報かつしかや区ホームページで周知し、既に申請を受け付けております。

次に、「新型コロナウイルス対策緊急融資」についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施された営業自粛や外出自粛は、区内中小企業・小規模事業者の事業活動に大きな影響を与えています。こうした事業者を守っていくためには当面の資金繰りを支援することが極めて重要であることから、区では3月6日から緊急融資を実施しています。

また、国の制度であるセーフティネット保証等の申請も合わせて受付けており、6月1日現在であわせて2,886件の認定をしており、事業者への融資実行に結び付けております。

引き続き事業活動への影響が懸念される事業者からの申し込みを鑑み、緊急融資の申込受付期間の9月30日までの延長や、これまでに実行された融資への遡及も含めて固定金利2.0%全てを区が負担して無利子とするなど、新型コロナウイルス感染症により事業活動に大きな影響が発生している事業者を一層支援しています。

次に、「プレミアム付商品券」についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する経済対策の1つとして、プレミアム付商品券発行事業を当初の計画より拡大して実施することといたしました。プレミアム率を例年の10%から20%に引き上げるとともに、発行数を4万9,500セットから10万セットに拡大し、総額で12億円を発行します。プレミアム率や発行部数を拡大することで、登録店舗と商品券を使われる区民の皆様の双方にとってさらに良い効果となり、区民生活の安定と地域経済の活性化へつながると考えます。

また、このような感染収束後の対応、いわゆる出口対策の検討も大変重要です。状況は刻々と変化していることから、状況に応じた対策をスピード感をもって実施してまいります。

次に、「乳幼児・児童の保育」についてです。

私立保育園や私立学童保育クラブ、認定こども園などでは、緊急事態宣言後も運営法人の皆様のご尽力により社会機能を維持する業務に携わる方などのために、感染症防止対策を図りながら保育を実施していただいております。改めて感謝を申し上げます。

緊急事態宣言中は、保育園等の利用も自粛をお願いしてまいりましたが、宣言解除後は、多くのお子さんにご利用いただいております。今後も、子供や保育士のために感染予防策を図りながら運営法人との協働により、保育施設の本来の役割である子どもの育ちを支援するとともに保護者を支えることで社会機能を維持してまいります。

次に、「インターネット教材を活用した学習支援」についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本区でも3月2日から3月25日まで、また4月6日から5月末日まで、区立小・中学校、幼稚園、保田しおさい学校において臨時休業としておりました。保護者の方からは、子どもたちの学習の遅れについて心配する声をたくさんいただきました。こうした中で、臨時休業期間中においても、児童・生徒の学習環境を維持することが必要と考え、教育委員会とも協議しながら様々な対策を行ってまいりました。臨時休業期間中は、学校において、あらかじめ教材や課題を配付することにより、家庭学習を支援してまいりましたが、さらに家庭での学習が十分に行えるよう、4月13日からインターネット教材を活用した学習支援を全児童・生徒を対象に実施しています。この学習支援により、教員からは児童・生徒のインターネット教材による学習状況を把握することができるようになりました。

6月1日から学校を再開いたしましたが、今後も引き続き家庭学習を定着させるツールとして活用することにより、学習習慣を身に付けることができるものと考えております。また、国の推進する「GIGAスクール構想」を踏まえ、一人一台タブレット端末の整備を着実に進めてまいります。

以降は、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するための「重点施策及び重点事業」について概略を申し上げます。

第一に「子どもが健やかに育つまちづくり」について申し上げます。

「待機児童解消への取組み」についてです。

本区では、待機児童の解消を目指し、実際の保育需要を見極めて、4月時点で定員の空きが見込める0歳児を除き、区全域において「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」で見込んだ定員数以上の拡大を図ってまいりました。しかしながら、今年4月の待機児童は、一部の地域で保育定員を上回る入園希望者がいたことにより、1歳児を中心に21人発生しています。

今後は、4月から5年間を計画期間とする「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」で見込んだ定員数を踏まえつつ、その時々保育需要を見極めながら、希望する保護者が年間を通じていつでも保育施設を利用できるよう、保育定員が不足する地域に保育施設の整備等を行ないます。また、「指導検査体制の強化」による保育の「質」の向上や保育士不足の解消を目指した「保育士等の確保に向けた総合的な取組」なども積極的に推進し、保護者の皆様が安心して子どもを預けられるようにしてまいります。

第二に「健康でともに支えあうまちづくり」について申し上げます。

「介護保険基盤サービスの整備支援」についてです。

区内22か所目の特別養護老人ホームとして、今年8月に「(仮称)癒しの里西亀有」が開設いたします。これにより、総定員は2,211人となる見込です。

また、「東四つ木ほほえみの里」の非常用発電機の修繕工事に係る経費を第三次補正予算に計上いたしました。

第三に「安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、「災害対策本部機能の強化について」です。

昨年10月の台風19号、いわゆる「令和元年東日本台風」の教訓を基に今年度は、「情報伝達」「災害対策本部機能」「医療救護体制」「り災証明発行」のフェーズに分け、それぞれの訓練を総合防災訓練と位置づけ1年間を通じて実施してまいります。

第1回の訓練として5月23日に情報伝達訓練を実施しました。防災行政無線により、

区内全域にサイレンを鳴らしたほか、英語、中国語、韓国語でも放送を実施しました。これにより、日本語を母語としない外国人区民へも必要な情報を早期に発信することが可能となりました。

あわせて、避難所運営の主体となる自治町会に対しても、各地区センター長から自治町会長に連絡する体制を活用し、情報伝達訓練を実施したほか、区公式ホームページの災害版への切り替えや、安全・安心情報メールの配信、スピーキャンを活用した視覚又は聴覚に障害のある方を含めた情報発信についても、訓練を実施しました。

今後とも、情報連絡体制を含め、災害対策本部機能の強化に努めてまいります。

次に、「地域防災の連携・強化」についてです。

近年大型化する台風をはじめ、震災など災害への備えとして、区と学校、地域が協働する学校避難所の開設や運営が円滑に進むよう、運営会議や訓練などを通して地域住民を主体とする自主的活動の充実を図ります。具体的には、防災アドバイザーなどを活用した地域防災会議や、避難所運営の自主的活動を強化し、有事の円滑な行動に繋がるよう、行動マニュアルを作成してまいります。

また、災害時における新型コロナウイルス等の感染症対策として、マスクや手指消毒剤を各学校避難所へ備蓄するほか、感染症が疑われる方のための専用スペースの確保など、避難所での感染防止対策を進めます。

さらに、区民や消防団員が防災士の資格を取得する際の資格取得費を助成することで、地域防災力の強化を図ります。そのほか、若年層への防災啓発を促進するために、昨年度末に発行した防災教育絵本を区内全保育園などへ配布したほか、25歳以下の若年層が参加する防災資機材の点検訓練への活動費助成を行い、より幅広い年齢層への防災意識の向上を図ってまいります。

次に、「空家等対策の推進」についてです。

本区では、『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、「葛飾区空家等対策協議会」を設置し、倒壊などの危険のある特定空家等への対策を中心に空家等の解消に努め、区民から情報をいただいた825件のうち約8割が解決しています。

一方、平成30年度に実施した空家等の実態調査では、区内に2,451棟の空家等が確認されており、管理不全状態にならないための対策が求められています。

区は、2月5日に葛飾弁護士倶楽部など、7つの専門家団体と締結した「空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」に基づき、これまでの特定空家等の解消に向けた取り組みに加え、空家等の対応で困っている所有者に対する専門家の派遣、空家の管理の委託費助成などを実施し、今後の活用など空家等対策につなげ、「葛飾区空家等対策計画」のさらなる推進を目指していきます。

次に、「自転車活用推進計画」についてです。

本区は、坂が少ない土地柄であることから、多くの区民が通勤・通学や買い物などに自転車を利用しており、鉄道やバスの公共交通機関と合わせて重要な交通手段の一つとなっています。その一方で、区内の交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は都内平均と比べ高く、交通安全の更なる徹底と自転車利用者の通行ルールの順守やマナーの向上が求められています。

また、区内各駅周辺における放置自転車の撤去台数は年々減少傾向にあるものの、依然として年間1万5千台前後の放置自転車が撤去されており、自転車利用者に対する駐輪場の利用促進や駐輪需要に応じた自転車駐車場の整備が必要となっています。

このような状況を踏まえ、区民が自転車をより快適にそして安全・安心して利用できるようにするため、走行しやすい道路の整備や官民の連携による自転車駐車場の整備、シェアサイクルの導入などを進めてまいります。また、それらと並行して警察署や自動車教習所と協力しながら、交通ルール・マナーの普及啓発を強化するなど、ハード・ソフト両面からの施策を総合的・計画的に推進する「葛飾区自転車活用推進計画」の策定を進めてまいります。

第四に「魅力と活力あふれるまちづくり」について申し上げます。

まず、「観光振興」についてです。

区内のみならず区外からも毎年多くの皆様にご来場いただいている葛飾菖蒲まつりですが、残念ながら今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止することといたしました。葛飾区が誇る美しい花菖蒲とともに地域の皆様と区が協働で行うイベント等をお楽しみいただけないのは大変残念ですが、丹念に世話された花菖蒲の動画や写真をホームページに掲載しています。今年の花菖蒲を少しでも多くの方々にご覧いただき、外出を控えている方々に季節感と、ひと時の心の安らぎを感じてい

ただけたらと考えています。

また、国内外から多くの観光客にお越しいただいておりました柴又や亀有などの地域は、新型コロナウイルスの感染拡大による観光需要の低迷や外出自粛等の影響により大変厳しい状況です。流行の収束の時期を見極めながら、本区観光情報の発信などにより、再び国内外からの観光客を呼び戻すことができるよう準備を進めてまいります。

次に、「都市計画道路の整備」についてです。

区では、15路線19区間で都市計画道路の整備事業を行っています。

区を南北に縦貫する補助276号線は、昨年3月、国道6号線との交差点が新設されたところですが、現在、その南側にあるJR新金線の高砂踏切拡幅工事をJR東日本が進めています。令和3年度には踏切の拡幅が終了し、その後、踏切前後の道路整備に取りかかる予定です。また、踏切以南の高砂、細田地域についても、用地取得や設計業務を進め、早期の完成を目指しています。

また、新たな整備路線として、高砂踏切から柴又方面へ延びる補助279号線の事業認可取得に向けて、令和2年度には測量、設計業務を行ってまいります。

第五に「人にやさしく住みよいまちづくり」について申し上げます。

「ごみ減量対策」についてです。

区では、ごみ減量をより一層推進していくため、令和3年度からスタートする「第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けて、令和元年8月に「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、食品ロス削減のほか、プラスチックや紙などの資源の分別推進といった重点事項について審議を重ねていただき、今月末に審議会答申を受ける予定です。今後、環境負荷を最小限に抑える循環型社会を構築するため、答申内容を踏まえて計画を策定し、ごみ減量施策を推進してまいります。

最後に、「時代の変化に対応できる、迅速・柔軟な取組み」について申し上げます。

まず、「新基本構想及び新基本計画の策定状況」についてです。

3月25日の葛飾区議会議員協議会では、新基本構想の中間のまとめについて、様々なご意見をいただきました。

現在、議会及び策定委員会からいただいたご意見を踏まえ、新基本構想・新基本計画の検討を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等の状況に鑑み、基本構想・基本計画策定委員会の開催を見送っております。そのため、策定スケジュールに遅れが生じており、今定例会中にご報告する予定であった新基本構想の素案及び新基本計画の中間のまとめについては、報告時期を変更する必要が生じました。

今後、区民生活の安定に向け、状況の変化に柔軟に応じてスピード感をもって新たな施策を打ち出していくとともに、早急に新たな策定スケジュールをお示しし、将来の本区の豊かな発展に向けた施策について、議会・策定委員会の皆様と共に検討を進めてまいります。そして、厳しい行財政環境の中にあっても経営改革を推し進めながら着実に施策の展開を図り、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う対応について」です。

今年 3 月に、国際オリンピック委員会及び東京 2020 組織委員会から、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期と新たな開催日程が発表されました。

これにより、今夏の大会の開催に合わせて実施する予定でありました区のイベントなども延期をいたしますが、聖火リレー前夜祭や子どもたちの競技観戦事業など、区民が大会の開催を実感できる機会を創出していくよう、改めて準備を進めてまいります。

次に、「国際交流」についてです。

日本・オーストリア友好 150 周年を記念し、友好都市であるフロリズドルフ区では、昨年 4 月に開催された「桜の森祭り」において、桜の記念植樹や記念モニュメントが設置されました。本区もこのプロジェクトを支援し、式典には日墺友好議員連盟の訪問団の皆さんが出席されました。この度、フロリズドルフ区から、両区の友好の象徴として、同じデザインの記念モニュメント「出会いの椅子」が寄贈されましたので、区役所正面玄関先に設置し、去る 4 月 3 日から公開しています。このモニュメントが両区の

人と人を繋げる「出会い」のきっかけになることを願い、今後も、友好交流を一層深めてまいります。

また、5月13日には、友好都市である北京市豊台区から、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク1万枚、医療用防護服200着が寄贈されました。本区のために貴重な物資を支援してくださった豊台区の温かいお心遣いに感謝し、医療現場において有効に活用してまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症への区の対応や「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けた主要事業の進捗状況を申し上げました。

その他、今定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、上程の折に主管者から詳細にわたりご説明いたしますので、よろしくご決定をいただきますようお願い申し上げます。令和2年第2回区議会定例会の開催にあたりましての私の挨拶といたします。